

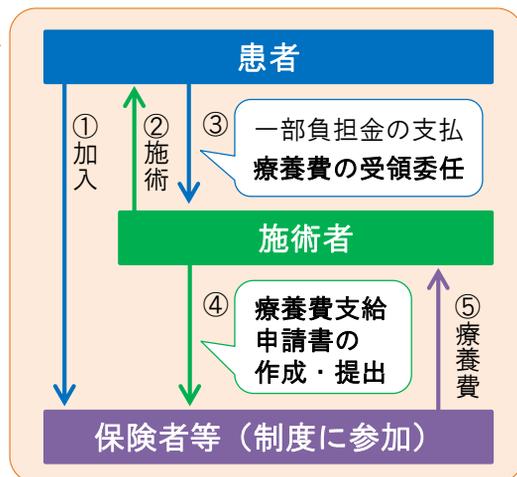
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

1 受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。
(平成31年1月1日から取扱い開始)

制度の仕組み

- 受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまでも療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。
- 受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。制度に参加する保険者等については、参加する1カ月前までに厚生労働省のウェブページに掲載する予定です。



受領委任の取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします

平成31年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者（または出張専門の施術者）の方は、平成30年10月31日までに地方厚生(支)局へ申請（申出）書類を提出するようお願いします。

※ 具体的な手続きについては、東海北陸厚生局のウェブページで掲示しております。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/newpage_00015.html
東海北陸厚生局 石川事務所 TEL：076-210-5140

2 同意書の取扱い変更のお知らせ

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成30年10月1日から同意書の取扱いが変わります。

主な変更点

- 同意書の様式が変わります。また、6ヵ月（従前は3ヵ月）を超えて引き続き施術が必要な場合は、患者が保険医の診察を受け同意書（文書）の交付を受ける必要があります（変形徒手矯正術は従前どおり）。
- 6ヵ月（変形徒手矯正術は1ヵ月）を超えて引き続き施術が必要な場合、医師と施術者との連携が図られるよう、新たな取扱いとして、施術者は、施術報告書（施術の内容・頻度、患者の状態・経過等）の交付が求められます。交付した場合、その写しを療養費支給申請書に添付のうえ施術報告書交付料を請求することが可能です。

- ① 同意書様式の変更
- ② 同意期間の変更（3ヵ月→6ヵ月）
- ③ 文書による再同意
- ④ 再同意の際の「施術報告書」交付（新規）
※ 施術報告書交付料の請求が可能になります。

【参考】厚生労働省ウェブページ

- ・通知「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180612-01.pdf>
- ・通知「「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/180621-06.pdf>

はり、きゅう及びあん摩マツサージ指圧の施術所を開設する皆様、
はり師、きゅう師及びあん摩マツサージ指圧師の皆様へ

石川県後期高齢者医療広域連合及び石川県内19市町、石川県医師国民健康保険組合の国民健康保険において、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入され、平成31年1月1日から取扱いを開始します。

事前申請が必要です

受領委任の取扱いを希望する場合は、東海北陸厚生局石川事務所へ申請書類を提出するようお願いいたします。

平成31年1月1日から取扱いを希望する場合は平成30年10月31日までに申請願います。

住所：金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎7階

電話番号：076-210-5140

東海北陸厚生局石川事務所のホームページ：

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/shinsei/newpage_00015.html

療養費支給申請書等の様式、提出先等が変わります

受領委任の取扱いを申請した場合は、受領委任制度開始後の平成31年1月施術分から、療養費支給申請書等の様式が変わり、提出先が変わる予定です。（詳細につきましてはホームページ掲載等でお知らせいたします。）

療養費支給の申請にあたっては、厚生局に登録した施術管理者のみが申請可能です。

石川県後期高齢者医療広域連合のホームページ

<http://www.ishikawa-kouiki.jp/>

現行の代理受領は平成30年12月31日をもって終了いたします。

受領委任の取扱いを申請しない場合は、平成31年1月1日以降については、患者等が施術所（施術者）へ施術料金の全額を支払い、患者等が保険者等へ療養費支給申請書を提出し、療養費が患者等に直接支払われる取扱い（償還払い）となりますので、ご注意ください。

※ やむを得ない事情により事前申請期限(平成30年10月31日)に間に合わない場合、それ以降速やかに申請する方のみを対象に、経過措置として代理受領を受け付けます。
(経過措置内容：平成31年3月施術分までの療養費支給申請書を5月末まで代理受領として受付)

詳細については、石川県後期高齢者医療広域連合もしくは、施術所のある市町の国民健康保険担当課、石川県医師国民健康保険組合までお問合せ下さい